（生産振興課の所掌事務）

第三十八条　生産振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～七　略］

八　主要食糧の輸入に係る納付金の徴収に関すること。

九～十四　［略］

（企画指導官及び人材確保支援企画官）

第四十四条　経営課に、企画指導官四人及び人材確保支援企画官一人を置く。

２　［略］

３　人材確保支援企画官は、命を受けて、農林水産業その他の農林水産部の所掌に係る事業に従事する人材の確保に対する支援に関する事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（畜産振興室及び企画指導官）

第四十六条　［略］

２　畜産振興室は、第三十八条第一号（畜産物に関することに限る。）、第四号（畜産業専用物品に関することに限る。）、第十号（畜産業に関することに限る。）及び第十一号から第十四号までに掲げる事務をつかさどる。

［３・４　略］

（開発建設部に置く課等）

第五十九条　開発建設部に、次の十四課及び三室並びに技術検査官五人、防災通信官、災害査定官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、港湾空港技術対策官、港湾空港技術検査官、港湾空港技術審査官、港湾空港事業執行管理官、用地計画官、用地官及び営繕監督官それぞれ一人を置く。

管理課
用地課
防災課
情報通信技術室
技術管理課
港湾計画課
港湾建設課
空港整備課
港湾空港防災・危機管理課
建設行政課
建設産業・地方整備課
河川課
道路建設課
道路管理課
建設工務室
営繕課
営繕監督保全室

（生産振興課の所掌事務）

第三十八条　生産振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～七　同上］

［号を加える。］

八～十三　［同上］

（企画指導官）

第四十四条　経営課に、企画指導官四人を置く。

２　［同上］

［項を加える。］

（畜産振興室及び企画指導官）

第四十六条　［同上］

２　畜産振興室は、第三十八条第一号（畜産物に関することに限る。）、第六号（畜産業専用物品に関することに限る。）、第九号（畜産業に関することに限る。）及び第十一号から第十五号までに掲げる事務をつかさどる。

［３・４　同上］

（開発建設部に置く課等）

第五十九条　開発建設部に、次の十四課及び三室並びに技術検査官四人、防災通信官、災害査定官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、港湾空港技術対策官、港湾空港技術審査官、港湾空港事業執行管理官、用地計画官、用地官及び営繕監督官それぞれ一人を置く。

管理課
用地課
防災課
情報通信技術室
技術管理課
港湾計画課
港湾建設課
空港整備課
港湾空港防災・危機管理課
建設行政課
建設産業・地方整備課
河川課
道路建設課
道路管理課
建設工務室
営繕課
営繕監督保全室